

初年度の次々年度であって、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したもの量が確定していない場合、初年度において自ら回

収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収する

当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、第一号又は第二号に掲げる量に第三号に掲げる事を乗じて得た量を前項の当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量とみなすことができる。

る事業において用いる当該特定客船が属する

事業年度（規則第八条第一項に規定する事業年度の前
品化契約の締結の期限までに当該量が確定してい
ない場合、規則第十五条（規則第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化する
年度の前年度の三月末日までに当該量が確定してい
ない場合には、当該年度の前々事業年度（規則第
八条第一項に規定する事業年度の前二年以内の前
回収したものの量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収したもの及び前項の規定により算定されるものを除く。）
の規定により算定されるものと同一の量を除く。）

イハに定めるとおりする。

イ 初年度又は終了する年度の場合 当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収するものの見込量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するもの及び前項の規定により算定されるものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。）

ロ 第二年度の場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収す

○

前項の規定により算定されるものを除く。
事業者から委託を受け回収するもの及び
回数を乗じて得た量(他の特定容器利用
事業者から委託を受け回収するもの及び

○厚生省告示第一号
平成九年三月十三日
本第一項第三号ロの主務大臣が定めるところにより算定される量は、規則第十条第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い費消された商品に用いた当該特定容器の量とする。
特定容器製造事業者に係る特定分別基準適合性の再商品化に関する省令（平成八年厚生省告示第一号）第二条第一項第三号イの規定に基づき、特定容器製造等事業者が回収する特定容器の量の算定方法を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

イ 前号の規定にかかるらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるとおりとする。

厚生大臣 小泉純一郎
通商産業大臣 佐藤 信二
特定容器製造等事業者が回収する特定容器の量の算定方法

○大蔵省、厚生省告示第二号
農林水産省、通商産業省告示第二号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律施行規則(平成七年農林水産省、厚
生省、令第一号)第十条第一項第三号ロの規定
に基づき、特定容器利用事業者に係る容器包装
廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方
法を次のように定め、平成九年四月一日から適用
する。

合物の再商品化に関する省令(平成八年厚生省令第一号)以下「令」という。)第二条第一項第三号イの当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に拘げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器であつて、当該業種に属する事業において用いられたもののうち当該年度の前事業年度(令第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する

大藏大臣 三塚 博
厚生大臣 小泉純一郎
農林水産大臣 藤本 孝雄
通商産業大臣 佐藤 信二

谷類包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。)第十一

二 前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるとおりとする。

イ 当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられたものを自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを開始する年度（以下「初年度」という）又は終了する年度の場合 当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものとの除き、適切な方法を用いて得たものに限る）

ロ 初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

ハ 初年度の次々年度であつて第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合 初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

三 第一号又は第二号に掲げる量のうち販売する商品に再び用いられる当該特定容器の量 当該特定容器製造等事業者が前項の量を算定できない場合は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を乗じて得た量に第四号に掲げる量を乗じて得た量を前項の当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量とみなすことができる。

当該特定期器製造等事業者が当該事業に属する事業において用いられる当該特定期器が属する容器包装区分に係る特定期器の当該年度の前事業年度（令第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限より以降の当該量が確定してない場合、規制第十五条（規制第十一条において準用する場合を除む）に規定する認定の申請の期限まで）の当該量が確定してない場合又は当該認定を受けた再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度）において自ら回取し、又は他の者に委託して回取したもの（他の特定期器製造等事業者が委託を受けた回取したもの及び前項の規定により算定されたものを除く）。

（一）前項の規定における手・次のイ、ロ又はイに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はロに定めるところとする。

イ 初年度又は終了する年度の場合 当該年度において自ら回取し、又は他の者に委託して回取する見込量（他の特定期器製造等事業者から委託を受けた回取のもの及び前項の規定による算定されるものを除む）

（二）第一年度の場合 初年度における回取「又は他の者に委託して回取した量が、初年度に当該特定期器を自ら回取し、又は他の者に委託して回取した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回取する回数を乗じて得た量（他の特定期器製造等事業者からの委託を取扱う回取するもの及び前項の規定による算定されるものを除む）。

（三）初年度の次々年度である第一年度の三月末日までに第一年度に自ら回取し、又は他の者に委託して回取した量が確定しない場合 初年度において自ら回取し、又は他の者に委託して回取した量を、初年度に当該特定期器を自ら回取し、又は他の者に委託して回取した量に十二又は初年度の次々年度に回取する回数を乗じて得た量（他の特定期器製造等事業者からの委託を取扱う回取するもの及び前項の規定による算定されるものを除む）。

（四）当該特定期器製造等事業者が当該事業に属する容器包装区分に係る特定期器の当該年度の前事業年度（令第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限より以降の当該量が確定してない場合、規制第十五条（規制第十一条において準用する場合を除む）に規定する認定の申請の期限まで）の当該量が確定してない場合又は当該認定を受けた再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度）において自ら回取し、又は他の者に委託して回取したもの（他の特定期器製造等事業者が委託を受けた回取したもの及び前項の規定により算定されたものを除く）。

（五）前項の規定における手・次のイ、ロ又はイに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はロに定めるところとする。

イ 初年度又は終了する年度の場合 当該年度において自ら回取し、又は他の者に委託して回取する見込量（他の特定期器製造等事業者から委託を受けた回取のもの及び前項の規定による算定されるものを除む）

（六）第一年度の場合 初年度における回取「又は他の者に委託して回取した量が、初年度に当該特定期器を自ら回取し、又は他の者に委託して回取した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回取する回数を乗じて得た量（他の特定期器製造等事業者からの委託を取扱う回取するもの及び前項の規定による算定されるものを除む）。

（七）初年度の次々年度である第一年度の三月末日までに第一年度に自ら回取し、又は他の者に委託して回取した量を、初年度に当該特定期器を自ら回取した量に十二又は初年度の次々年度に回取する回数を乗じて得た量（他の特定期器製造等事業者からの委託を取扱う回取するもの及び前項の規定による算定されるものを除む）。

認事項

除権利決

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の証書について公示催告をしたところ、定められた公示催告期日までに権利を届け出、かつ、証書を提出する者がなかったので、申立人の申立てに基づいて前記の証書の無効を宣言する。

平成8年(ヘ) 第13号
滋賀県大津市打出浜14-1
申立人 レーク大津農業協同組合
代表者 代理理事 阪口亮平太
申立人代理人 高野 勉
（別紙） 目録
小切手(綴引) 1通
小切手番号 A A 051767
金額 25,750円
支払人 株式会社滋賀銀行膳所支店
支払地 滋賀県大津市
振出日 平成8年2月9日
振出地 滋賀県大津市
振出人 大津免株式会社
最終所持人 申立人
平成6年(ヘ) 第12号
静岡県引佐郡引佐町氣賀10033番地の1
申立人 小川 浩次
公示催告期日 平成9年2月12日午後1時30分
平成9年2月12日 浜松簡易裁判所
(別紙) 目録
路筋 浜松ベビーセンターブル株式会社
種類枚数 (1)10株券1枚(2)10株券1枚
記号番号 (1)B 38(2)B 39
一株の金額 500,000円
最終名義人 小川 貴司
最終所持人 申立人
平成8年(ヘ) 第13号
茨城県水戸市千波町336番地の2
申立人 出沼 英雄
公示催告期日 平成9年2月13日午後1時30分
平成9年2月13日 水戸簡易裁判所
(別紙) 目録
鉢柄 茨城県建設協会機械株式会社
種類枚数 1株券5枚
記号番号 第17~19号、新第53、54号
一株の金額 10,000円
最終名義人 出沼 英雄
最終所持人 出沼 英雄
平成8年(ヘ) 第4号
大阪府豊中市東豊中町3丁目3番17号
申立人 上田 稔久
申立人代理人弁護士 久岡 英樹
同 久岡英樹
公示催告期日 平成9年2月13日午前10時
平成9年2月17日 番中簡易裁判所

（別紙） 目録
路柄 錦子電気鉄道株式会社
種類枚数 50株券1枚、10株券3枚
記号番号 と1、～5～7
一株の金額 50円
最終名義人 明石 哲三
最終所持人 申立人
申立人代理人 森谷 樹二
（別紙） 目録
小切手(綴引) 1通
小切手番号 A D 77641
金額 1,041,403円
支払人 株式会社八千代銀行野田支店
支払地 東京都町田市
振出地 東京都町田市
振出人 中島種苗株式会社
最終所持人 申立人
平成8年(ヘ) 第21号
沖縄県那覇市首里金城町4丁目17番地
申立人 畑山 全俊
公示催告期日 平成9年2月17日前10時
平成9年2月17日 基調簡易裁判所
(別紙) 目録
鉢柄 株式会社琉球銀行株券
種類枚数 (1)4株券1枚(2)11株券1枚(3)22株券
1枚(4)100株券3枚(5)100株券1枚(6)100株券
2枚(7)100株券4枚
記号番号 (1)A 5259802/3/A 第3269/32/A 第741
(4)204第2570~2575/1F 第5325/6/2 F 第734~
735/73 F 第3377~3380
一株の金額 (1)~(7)500円
最終名義人 申立人
最終所持人 申立人
平成8年(ヘ) 第4号
大阪府豊中市東豊中町3丁目3番17号
申立人 上田 稔久
申立人代理人弁護士 久岡 英樹
同 久岡英樹
公示催告期日 平成9年2月17日午前10時
平成9年2月17日 番中簡易裁判所